

講師: 丹羽 徹さん (大阪経済法科大学教授)
日時: 11月8日(土) 午後1:30~4:30
場所: 大阪市立社会福祉センター (谷町九丁目)
主催: 子どもと教育・文化を守る大阪府民会議
大阪教育文化センター

大阪市役所組合事務所裁判

大阪地方裁判所は9月10日、大阪市労組連と大阪市労組が市役所内で使用してきた組合事務所を、橋下市長が2012年度以降「使用不許可」とした処分の取り消しと使用許可を義務付けるとともに、賠償請求を認める判決を言い渡しました。

ところが、橋下市長は、「選挙で選ばれた市長の判断を否定しようと思えば最高裁の判断」「地裁レベルで簡単に否定されるわけにはいかない」などと、22日に控訴しました。

これを受け裁判報告集会在9月29日開催され、原告の市労組連・市労組の組合員や支援者ら約120人が参加しました。



地裁で「違法」と断罪されるも市側が控訴

裁判報告集会で竹村大阪市労組委員長が決意

職場に組合事務所あるのは当たり前 一歩も引かずたたかい、市民のための自治体に



参加者から大きな励ましの拍手が



大阪市地区協事務局長が激励

城塚弁護士は、判決主文で組合事務所使用不許可処分を取り消し、市長に使用許可義務付け、総額66万円の慰謝料、さらに判決は、自治体労働組合が庁舎を利用する必要

用として棄却するという4つの点から組合側の主張が通った「完全勝利判決」と評価しました。

性が高いとしたほか、行政事務スペースの不足や、組合事務所

「我々は何も悪いことをしていないという確信と誇りをもって闘って勝ち取った判決だ」(民間部会)、「組合攻撃だけでなく、市民生活つづきの突破口として行われたものだ。さらに市民の税金

集合の最後に、大阪市労組の竹村委員長は、「組合事務所が職場にあるのは当たり前。一歩も引かず闘い、市民のための自治体づくりをめざしたい」と、熱い決意を述べました。

橋下市長の不当労働行為を断罪・慰謝料支払命じる

集会を主催した大阪自治労連の大原委員長は、この間の闘いをねぎらい、「この判決内容は完全勝利だが、22日に橋下市長が控訴したので、引き続き完全勝利までたたく意思を固めよう」と、集会的な決意を述べた。

また、橋下市長が不許可を正当化しようとして制定した「労使関係条例」も、これを本件に適用すれば憲法28条または労組法7条に違反して無効であり、これを不許可の理由にしてはならないと、明快に判断を下しました。

さらに、「職員の団結権等が侵害されることを」として

市民の税金で訴訟継続許せない 組合攻撃とたたかう仲間 大きな励まし

「我々は何も悪いことをしていないという確信と誇りをもって闘って勝ち取った判決だ」(民間部会)、「組合攻撃だけでなく、市民生活つづきの突破口として行われたものだ。さらに市民の税金



竹村大阪市労組委員長

天満でとどけ

▼家庭内の高齢者や障害者への虐待は深刻な状況で、府下自治体でも対策が強化されつつある。児童虐待の通告

数か社会的関心の高まりもあり、今年上半期(1~6月)過去最多の1万3千人と警察庁が発表。児童虐待は次世代にも連鎖する恐れがあり、背景に貧困・格差社会との指摘もある。年収200万円以下が8年連続一千万人を超えた▼子どもの貧困問題に取組む団体などが法律やDV、家計、飲酒・薬物依存、精神面に至る多角的支援できる人材育成を準備している▼たたかいは思想調査アンケートや職員・教育基本条例、組合事務所使用不許可などの「セイテキ(政敵)虐待」実行者たちを追い詰めている。

国労大阪会館を

研修・学習会などにご利用ください

JR・天満駅 地下鉄・扇町駅 下車すぐ

◆身障者用昇降機設置

お申し込み ☎06(6354)0661

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2

